

一般社団法人 SV リーグ

実行委員会規程

第1条〔目的〕

本規程は、一般社団法人 SV リーグ（以下「SVL」という。）規約第9条に基づき、実行委員会の組織、権限および運営に関する事項について定めることを目的とする。

第2条〔実行委員会の目的〕

実行委員会は、SVL の事業および経営が円滑に行なわれることを目的として、重要事項について審議する。

第3条〔実行委員〕

- (1) SVL に加盟するクラブは実行委員候補者を1名指名し、SVL に申請しなければならない。クラブが複数のトップチームを有し、夫々がクラブ SV ライセンスの交付を受けている場合は、最大でクラブ SV ライセンス数と同じ数の候補者を申請することができる。
- (2) 前項において、実行委員候補者はクラブの代表取締役またはクラブの経営、運営（フロントスタッフ人事を含む）・事業（予算およびスポンサー関連を含む）・資金決済全ての専決権限を有する所管役員または同等の役職者（いずれも原則として常勤）であることを要する。
- (3) 第1項に基づき申請された実行委員候補者は、理事会の承認をもって選任される。
- (4) 選任された実行委員は、実行委員会に出席する義務を負う。

第4条〔実行委員幹事〕

- (1) 代表理事は、実行委員の中から4名以上6名以内の範囲で指名し、理事会の承認をもって実行委員幹事を選任することができる。
- (2) 選任された実行委員幹事は、実行委員幹事会に出席する義務を負う。

第5条〔構成〕

- (1) SVL は、実行委員会を設置するほか、実行委員幹事で構成する実行委員幹事会を設置する。
- (2) 実行委員会の構成員は、代表理事、業務執行理事、事務総長およびすべての実行委員とする。
- (3) 実行委員幹事会の構成員は、代表理事、業務執行理事、事務総長および実行委員幹事とする。

第6条〔任期〕

- (1) 実行委員および実行委員幹事の任期は、選任後1年経過後最初に開催される理事会の終結時までとする。ただし増員または補欠のために選任された実行委員または実行委員幹事の任期は、他の実行委員または実行委員幹事の任期が満了すべき時までとする。
- (2) SVLは、実行委員および実行委員幹事を再任することができる。
- (3) 実行委員および実行委員幹事は、原則として任期途中において変更することができない。ただし、やむを得ない事由があり、理事会の承認を得た場合はこの限りではない。
- (4) 実行委員および実行委員幹事は、選任後1年経過後最初に開催される理事会において別段の決議がなされなかった場合は、当該理事会において再任されたものとみなす。

第7条〔開催〕

- (1) 実行委員会は原則として3か月に1回、実行委員幹事会は原則として毎月1回それぞれ開催するものとし、必要があるごとに随時開催するものとする。
- (2) 代表理事は、トップチームを基準に男女別に分けた実行委員会を開催することができる。
- (3) 実行委員会および実行委員幹事会は、電話、インターネット等の通信回線を使用して開催することができる。ただし、その場合には各出席者の音声や映像等が即時に他の出席者に伝わり、適時適格な意見表明が互いにできる仕組みになっており、出席者が一堂に会するのと同等の相互に十分な議論を行うことができる環境であることを要する。

第8条〔招集〕

- (1) 実行委員会および実行委員幹事会は、代表理事が招集する。ただし、代表理事が欠けたときまたは代表理事に事故があるときは、代表理事があらかじめ指定した者がこれにあたる。
- (2) 各実行委員会の実行委員のまたは実行委員幹事会の実行委員幹事の総数の3分の2以上から会議の目的事項を示して請求があったときは、代表理事は請求された実行委員会または実行委員幹事会を招集しなければならない。
- (3) 実行委員会および実行委員幹事会の招集は、あらかじめ各実行委員会または実行委員幹事会において定めた期日の場合を除き、各実行委員会および実行委員幹事会の構成員に対し開催日の7日前までに通知しなければならない。ただし、緊急の必要があるときはこの限りではない。

第9条〔議長〕

実行委員会および実行委員幹事会の議長は、代表理事がこれを務めるものとする。ただし、代表理事が欠けたときまたは代表理事に事故があるときは、代表理事があらかじめ指定した者がこれにあたる。

第10条〔権限〕

- (1) 実行委員会および実行委員幹事会は、理事会から委嘱された事項を決議する。
- (2) 次の事項は、理事会による決定に先立ち実行委員会の審議を経るものとする。
 - ① 事業計画および事業報告に関する事項
 - ② 予算および決算に関する事項
 - ③ リーグ運営の基本方針に関する重要な事項
 - ④ 実行委員幹事会の審議を経るものとして定められた事項のうち、SV クラブと一般社団法人ジャパンバレーボールリーグに加盟する V クラブとの間の利害が現に相反するかまたはそのおそれがあると認められる事項
- (3) 次の事項は、理事会による決定に先立ち実行委員幹事会の審議を経るものとする。
 - ① リーグ運営の基本方針に関する事項（ただし重要な事項を除く）
 - ② 試合実施に関する事項
 - ③ スポンサー契約に関する事項
 - ④ 公衆送信権に関する事項
 - ⑤ 商品化権に関する事項
 - ⑥ その他実行委員会から委嘱された事項
- (4) 実行委員幹事会の議長またはその指名する者は、実行委員幹事会における審議結果および理事会における決議内容を、実行委員幹事会後最初に開催される実行委員会において報告するものとする。

第 11 条〔定足数および決議要件〕

- (1) 実行委員会および実行委員幹事会は、実行委員会または実行委員幹事会の構成員の 3 分の 2 以上が出席しなければ決議することができない。
- (2) 第 10 条第 1 項について、実行委員または実行委員幹事会の決議は、出席構成員の過半数をもって行う。ただし可否同数の場合は、代表理事の決するところによる。

第 12 条〔オブザーバーの出席〕

- (1) あらかじめ代表理事に届出を行い、承認を得た者は、オブザーバーとして実行委員会または実行委員幹事会に出席し、議長に求められたときに限り意見を述べることができる。ただし、オブザーバーは議決権を持たない。
- (2) 規約第 19 条に定める SV 準加盟クラブの実行委員は、実行委員会または実行委員幹事会に陪席し、議長に求められたときに限り意見を述べることができる。なお陪席者は議決権を持たない。

第 13 条〔関係者からの聴取〕

実行委員会および実行委員幹事会は、必要に応じて議案に関係ある者を出席させ、その説明、意見または報告を聴取することができる。

第 14 条〔議事録〕

実行委員会および実行委員幹事会の議事経過の要領および結果は議事録に記録し、これを SVL に保存する。

第 15 条〔実行委員会に関する事務〕

実行委員会および実行委員幹事会に関する事務は、代表理事が指定した事務局の担当部門の責任者が統括する。

第 16 条〔改正〕

本規程の改正は、理事会の決議に基づきこれを行うものとする。

第 17 条〔施行〕

本規程は 2023 年 9 月 25 日より施行する。

附則

〔制定〕

2023 年 9 月 8 日制定

〔改正〕

2024 年 7 月 1 日

2025 年 6 月 18 日